

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和元年6月3日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 31 年 4 月 25 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

固定資産評価員の選任について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 404 条第 2 項の規定により、次の者を固定資産評価員に選任する。

住所 ■■■■■■■■■■

氏名 淋 信 行

■■■■■■■■■